

③騒音関係データ

表 3③-1 一般地域の環境基準

(平成10年環境庁告示第64号・平成11年埼玉県告示第287号)

地域の区分		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A 地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B 地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C 地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

(注) 工業専用地域は適用しない。

表 3③-2 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (6時～22時)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する地域 及びC 地域のうち車線を有する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(注) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表 3③-3 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)

区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (6時～22時)
屋外	70デシベル以下	65デシベル以下
窓を閉めた屋内	45デシベル以下	40デシベル以下

(注1) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道路をいう。

(注2) 近接する空間とは、道路端から2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。

(注3) 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

表 3③-4 深夜営業に関する規制基準

(埼玉県生活環境保全条例施行規則第47場別表第18)

区域の区分	基準値	備考
第1種区域	45デシベル	▪ 午後10時から翌日午前6時まで ▪ 原則として午後11時から翌日午前6時までの間、音響機器の使用禁止
第2種区域		
第3種区域	50デシベル	
第4種区域		

表 3③-5 拡声機使用に関する規制基準

(埼玉県生活環境保全条例施行規則第48場別表第19)

1 店頭、街頭等に固定して拡声機を使用する場合

区域の区分	基準値	備考
第1種区域	60デシベル	イ 拡声機の使用は午前10時から午後6時までの間に限ること ロ 拡声機の使用は、1回20分以内とし、次の使用までに10分以上の間隔を置くこと ハ 基準値は、屋外の地上1.5mの位置における音量とする
第2種区域	65デシベル	
第3種区域	75デシベル	
第4種区域	80デシベル	

2 移動しながら拡声機を使用する場合

移動式拡声機を使用する場合		
区域の区分	基準値	備考
第1種区域	70デシベル	イ 拡声機の使用は、午前10時から午後6時までの間に限ること ロ 学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね100mの区域においては、拡声機を使用しないこと ハ 停止している間に拡声機を使用する場合の基準値は、音源から10m以上離れた地上1.5mの位置における音量とする
第2種区域	75デシベル	
第3種区域	85デシベル	
第4種区域		

表 3③－6 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(平成24年3月30日秩父市告示第62号)

区域の区分	昼間 (午前8時～午後7時)	朝・夕 (午前6時～午前8時) (午後7時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
第1種区域 (第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域)	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第2種区域 (第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 用途地域の定めのない地域、都市計画区域外)	55デシベル以下	50デシベル以下	
第3種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域)	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域 (工業地域)	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下

(注) 第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当値db(A)から5デシベル(A)減じた値とする。

表 3③－7 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度を定める基準

(平成12年総理府令第15号)

	区域の区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
1	a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する区域	75デシベル	70デシベル

表 3③－8 区域の類型を当てはめる地域(抄)

(平成24年3月30日秩父市告示第64号)

区域の類型	該当地域
a地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b地域	第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域及び用途地域の定めのない地域
c地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) この基準は、市町村長から県公安委員会に対し、自動車騒音の低減を図るために交通規制の要請をする場合の基準である。

図 3③－1 騒音の大きさの例

騒音の大きさの例

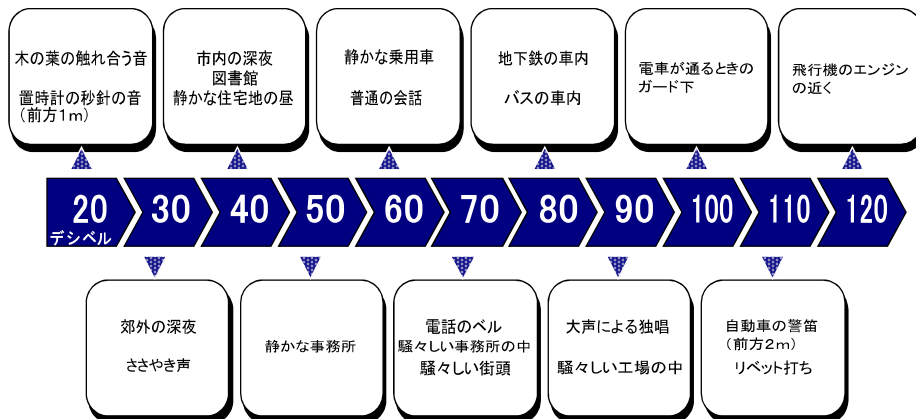


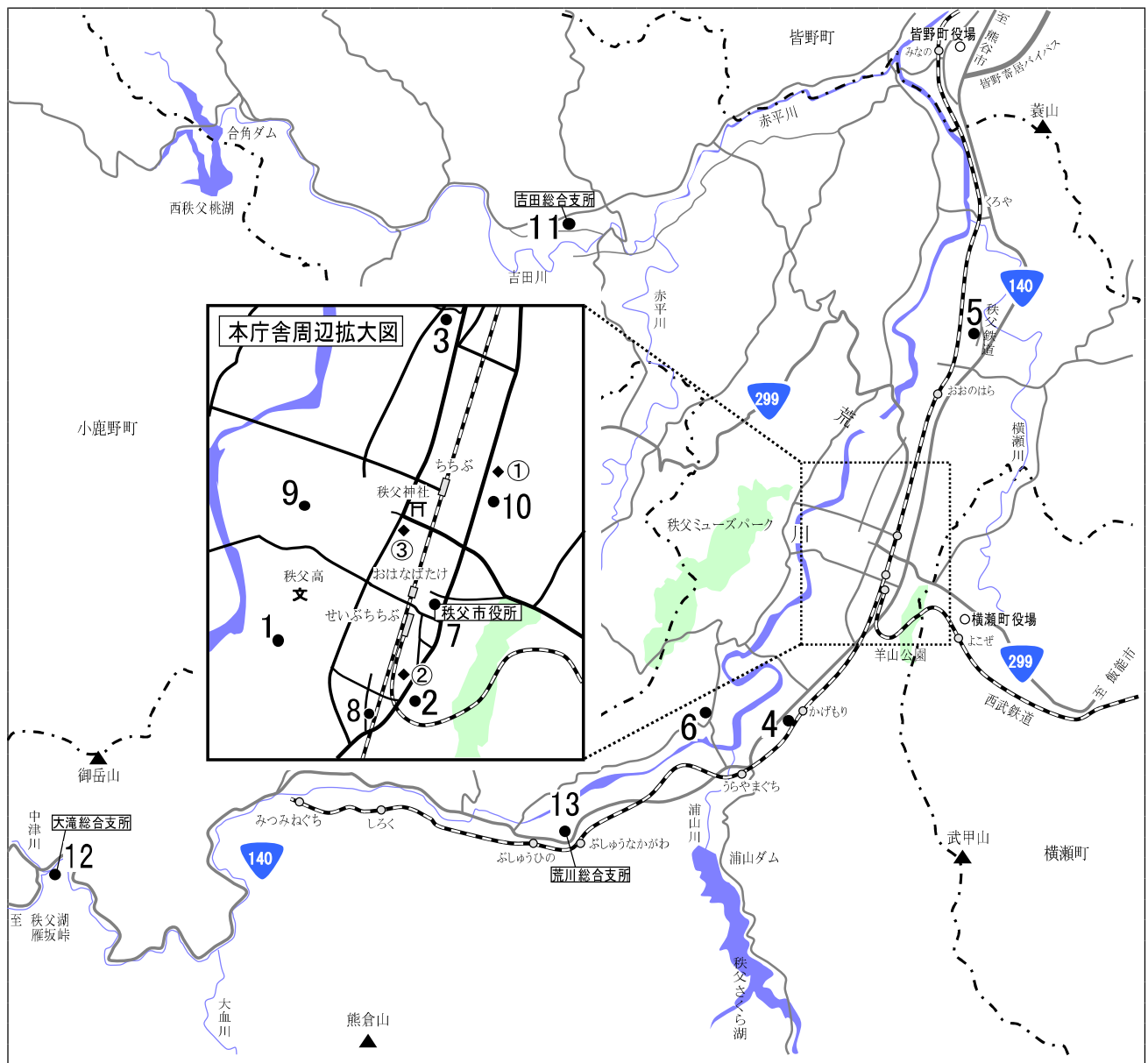
表 3③－9 振動の大きさの例

デシベル	震度 階級	人 間	屋 内 の 状 況	屋 外 の 状 況
55以下	0	人は揺れを感じない。		
55～65	1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。		
65～75	2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚ます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
75～85	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
85～95	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
	5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚の食器類、書棚の本が落ちることがある。家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
95～105	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れ、据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転は困難となり、停車する車が多い。
	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
105～110	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀がほとんど崩れる。
110以上	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物の壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

デシベルとは

音や振動に対する人間の感じ方は、音の強さ（または振幅）、周波数の違いなどによって異なります。騒音（振動）の大きさは、物理的に測定した騒音の強さ（振幅の大きさ）に、周波数による感覚補正を施したものであり、その単位はdB（デシベル）を用います。

図3③-2 騒音測定場所一覧



環境騒音測定箇所

1	花の木保育所	8	日野田保育所
2	南小学校	9	中村児童館・高齢者憩いの家
3	保健センター	10	道の駅ちちぶ
4	影森公民館	11	吉田総合支所
5	文化体育センター	12	大湫総合支所
6	久那公民館	13	荒川総合支所
7	秩父市役所		

交通騒音測定箇所

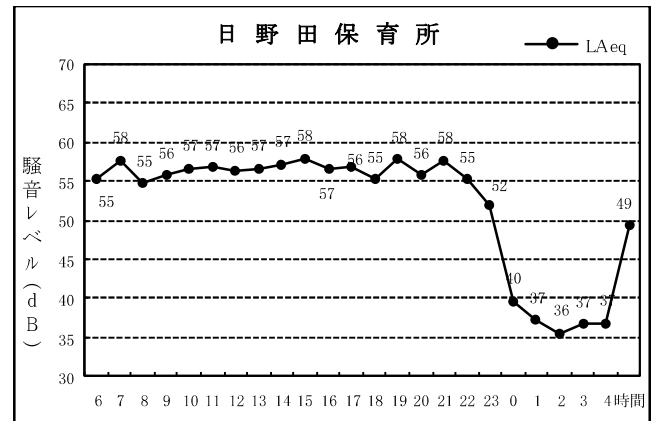
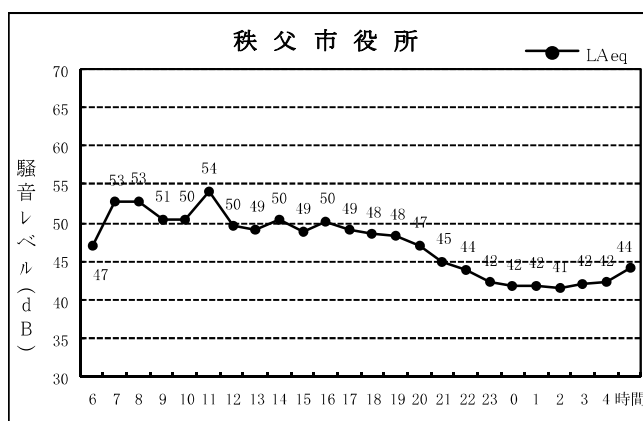
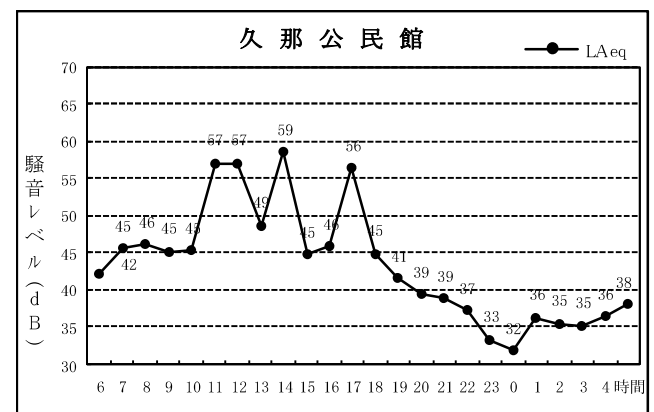
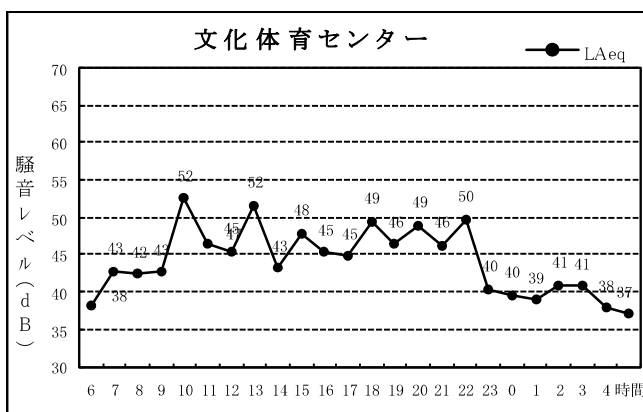
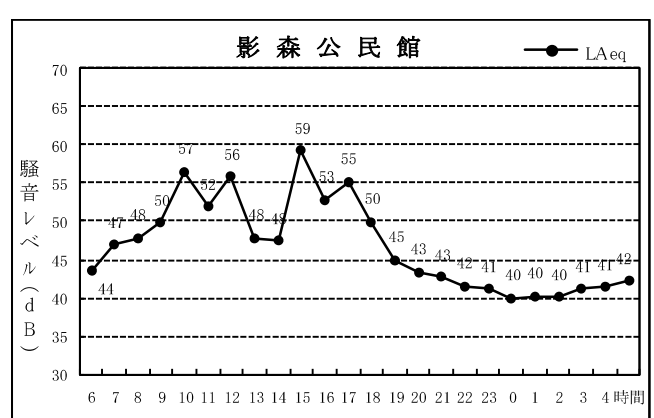
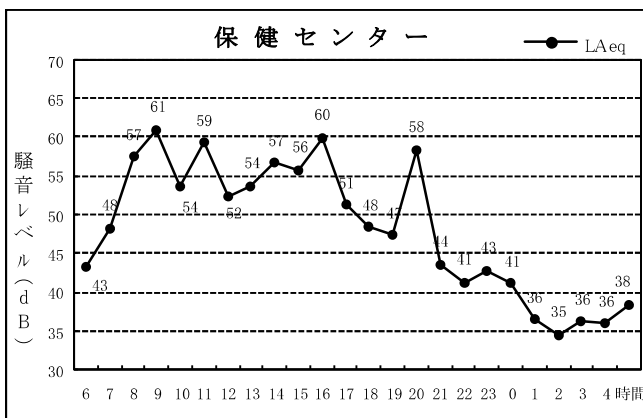
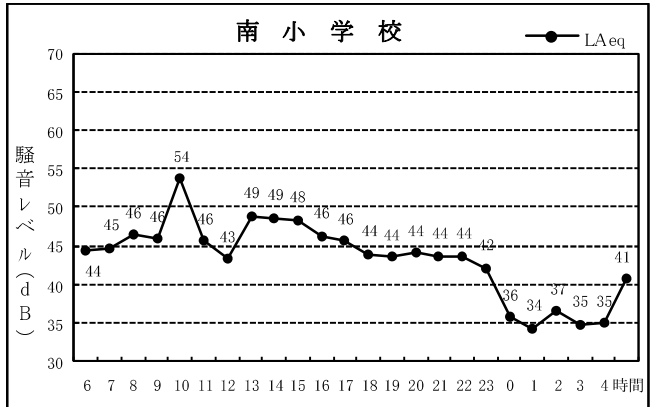
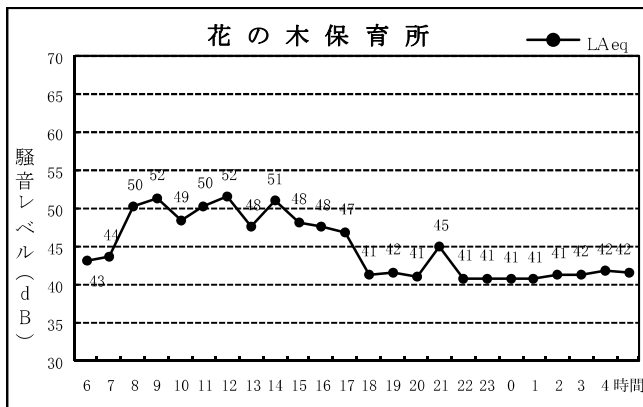
①	秩父勤労者福祉センター
②	秩父市福祉女性会館
③	知々夫ブランド館

表3③-10 環境騒音測定結果

(単位：デシベル)

測 定 場 所	地 域 の 区 分	用 途 地 域	測 定 年 月 日	昼間（6時～22時）		夜間（22時～6時）	
				平 均	環 境 基 準	平 均	環 境 基 準
花 の 木 保 育 所	A	第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	令和5年11月 21日～22日	48	55	41	45
南 小 学 校	A	〃	令和5年12月 6日～7日	47		39	
保 健 セ ン タ ー	B	第1種住居地域	令和5年11月 14日～15日	56		39	
影 森 公 民 館	B	〃	令和5年12月 20日～21日	53		41	
文化体育センター	B	用途地域の定 めの ない 地域	令和6年1月 18日～19日	47		43	
久 那 公 民 館	B	〃	令和5年11月 29日～30日	52		36	
秩 父 市 役 所	C	商 業 地 域	令和5年11月 8日～9日	50	60	43	50
日 野 田 保 育 所	C	準 工 業 地 域	令和5年12月 19日～20日	57		49	
中 村 児 童 館 高 齢 者 憩 の 家	C	〃	令和5年11月 28日～29日	47		37	
道 の 駅 ち ち ぶ	C	近 隣 商 業 地 域	令和6年1月 10日～11日	52		46	
吉 田 総 合 支 所	B	都市計画区域外	令和5年11月 27日～28日	58	55	36	45
大 滝 総 合 支 所	B	都市計画区域外	令和5年12月 18日～19日	58		47	
荒 川 総 合 支 所	B	都市計画区域外	令和5年12月 27日～28日	62		50	
※都市計画区域外は一般地域の環境基準における地域の区分がされていないものとしてC地域の環境基準との比較を行っていましたが、正しくはB地域の環境基準でした。令和5年度から都市計画区域外はB地域の基準と比較します。							

図3③-3 2023（令和5）年度環境騒音測定結果経時変化



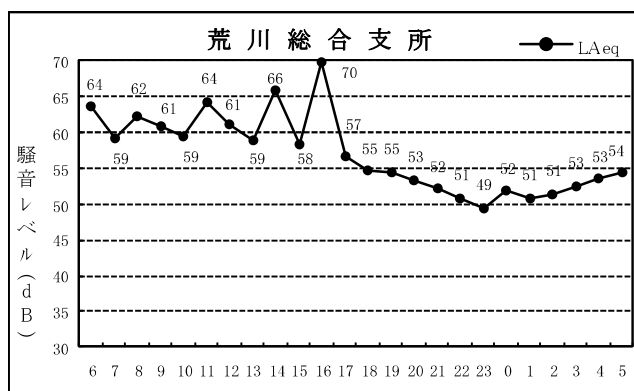
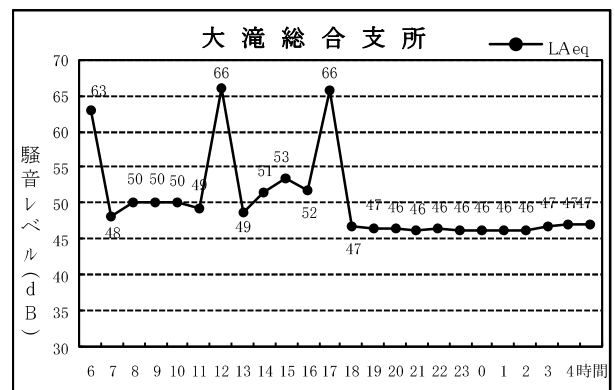
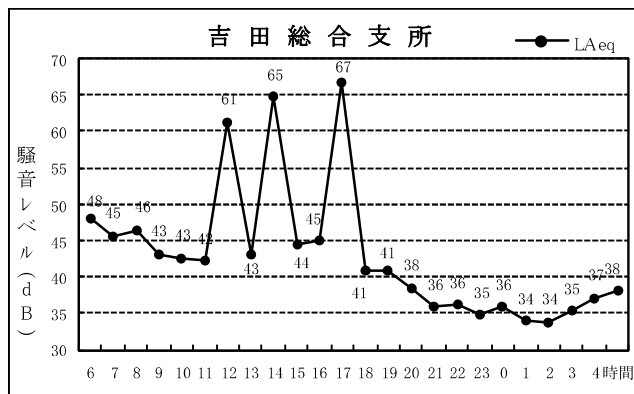
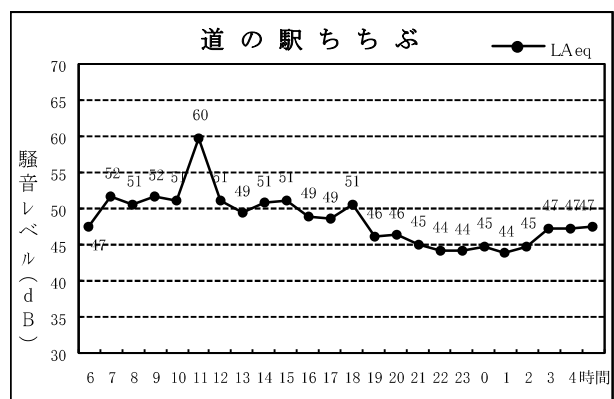
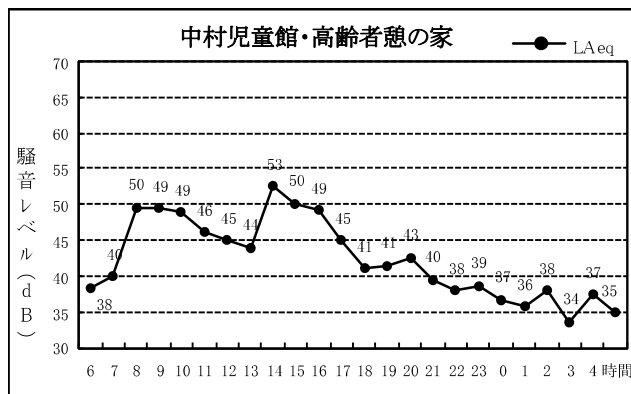


表 3③－ 1 1 自動車交通騒音測定結果

用途地域	測定年月日	昼間(6時～22時)			夜間(22時～6時)		
		平均	環境基準	要請基準	平均	環境基準	要請基準
第 1 種住居地域	令和6年2月1日～2日	67	70	75	63	65	70
近隣商業地域	令和6年2月15日～16日	58	65	75	54	60	70
商業地域	令和6年1月25日～26日	65	70	75	55	65	70

測定場所	測定時刻	交通量(台/10分)				平均速度(km/h)			
		上り		下り		上り		下り	
		午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
秩父勤労者福祉センター	10:10	101	118	92	96	43	38	39	42
	13:22								
秩父市福祉女性会館	10:01	89	82	78	84	44	35	40	45
	14:15								
知々夫ブランド館	10:58	85	72	94	75	33	32	33	35
	13:20								

※自動車交通騒音測定に関しては、全地点で環境基準を達成した。国道に面している地点では夜間でも交通量が多く、騒音レベルが高い傾向にある。

図 3③－ 4 2023（令和 5）年度自動車交通騒音調査結果経時変化

